

第三十一回国会 衆議院 内閣委員會議録 第十六号

昭和三十四年三月十日(火曜日)

午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 内海 安吉君

理事岡崎 英城君 理事前田 正男君

理事受田 新吉君 理事木原津與志君

今松 治郎君 植木庚子郎君

倉成 正君 小金 義昭君

彌三 彌三君 田中 龍夫君

田村 元君 綱島 正興君

橋本 正之君 西ヶ久保重光君

石山 權作君

出席國務大臣 青木 正君

出席府政委員 鈴木 琢二君

國家消防本部長 鈴木 琢二君

總理府事務官 藤井 貞夫君

(自治庁行政局長) 長

委員外の出席者

總理府事務官 隆矢 敬義君

(自治庁長官官房總務參事官)

總理府事務官 岸 昌君

(自治庁行政局長) 行政課長

專門 員 安倍 三郎君

三月九日

委員田中龍夫君辭任につき、その補

欠として大橋武夫君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員大橋武夫君辭任につき、その補

欠として田中龍夫君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員大橋武夫君辭任につき、その補

欠として田中龍夫君が議長の指名で

委員に選任された。

同日

委員大橋武夫君辭任につき、その補

欠として田中龍夫君が議長の指名で

委員に選任された。

委員富田健治君、船田中君、保科善

四郎君、西尾末廣君、八木昇君及び

柳田秀一君辭任につき、その補欠と

して綱島正興君、本名武君、倉成正

君、高田富之君、角屋堅次郎君及び

石田有全君が議長の指名で委員に選

任された。

同日

委員倉成正君、綱島正興君、本名武

君、石田有全君、角屋堅次郎君及び

高田富之君辭任につき、その補欠と

して保科善四郎君、富田健治君、船

田中君、柳田秀一君、八木昇君及び

西尾末廣君が議長の指名で委員に選

任された。

三月六日

國務大臣の私企業等への関与の制限

に関する法律案(千葉信君外七名提

出、参法第六号)(予)

同日

寒冷地手当増額に関する請願外一件

(石山權作君紹介)(第二〇五五号)

同外一件(島口重次郎君紹介)(第二

〇五六号)

同外一件(鈴木一君紹介)(第二〇五

七号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二二八一

号)

公務員の扶養手当改訂に関する請願

外一件(石山權作君紹介)(第二〇五

八号)

同外一件(鈴木一君紹介)(第二〇五

九号)

期末手当増額等に関する請願外一件

(石山權作君紹介)(第二〇六〇号)

同外一件(鈴木一君紹介)(第二〇六

一号)

文官恩給調整に関する請願外二件

(受田新吉君紹介)(第二〇六二号)

同(加賀田進君紹介)(第二〇六三三

号)

同(佐野憲治君紹介)(第二〇六四四

号)

同(栗山博君紹介)(第二〇六五五

号)

同(山崎巖君紹介)(第二〇六六六

号)

恩給法の一部を改正する法律案の一

部修正に関する請願(植木庚子郎君

紹介)(第二〇六七号)

同(岡良一君紹介)(第二〇六八八

号)

同(齊藤邦吉君紹介)(第二〇六九九

号)

同(田中龍夫君紹介)(第二〇七〇〇

号)

同(田口長治郎君紹介)(第二二一五

〇号)

同(藤本捨助君紹介)(第二二五一

号)

同(小坂善太郎君紹介)(第二二八二

号)

同(世耕弘一君紹介)(第二二八三三

号)

山形県下の寒冷地給地是正等に関

する請願(西村力弥君紹介)(第二二

七二七号)

西置賜郡下の寒冷地手当引上げ等

に関する請願(西村力弥君紹介)(第二

〇七二七号)

高学歴教員の俸給是正に関する請願

外一件(石山權作君紹介)(第二〇八

六号)

同外一件(鈴木一君紹介)(第二〇八

七号)

榮典法案に関する請願(田中伊三三

次郎君紹介)(第二二五二二号)

金鵄勲章年金及び一時金復活に関す

る請願(八田貞義君紹介)(第二二五

三三三号)

上伊那郡、伊那市及び駒ヶ根市の寒

冷地手当引上げ等に関する請願(小

坂善太郎君紹介)(第二二一八〇号)

建国記念日制定に関する請願(進藤

一馬君紹介)(第二二一八四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

自治庁設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二六六号)

總理府設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第七〇号)

厚生省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二一九九号)

〇内海委員長 これより會議を開きま

す。

自治庁設置法の一部を改正する法律

案を議題とし、質疑を許します。受田

新吉君。

〇受田委員 自治庁設置法の改正案

は、付屬機關として一つの調査会を設

ける程度のものでありますけれども、

もっと大事な問題は自治庁そのものの

あり方についてどういふお考えを持っ

ておられるか、長官がなければならな

い。幸いさうは長官がおおいになっ

ておりますので、虚心にお答えを願

いたします。

自治庁という役所が設置された理由

は、自治庁設置法に要点が書いてある

のでございますが、私は長官御自身の

御意見として、憲法に規定されている

地方自治の本旨というふうな考えにお

られるのか。ことに最近行政組織上の

問題として中央集権化が企図されて

いる傾向が多分にあるわけです。この自

治庁設置法の第四條に掲げられてある

権限関係などにいたしまして、だん

だんと中央集権の傾向を強化する傾き

があるわけで、自治庁長官の権限を強

めるという行き方は、憲法にいう地方

自治の本旨にそむくものではないか、

かように考えるのでございしますが、い

かがお考えでございましょうか。

〇青木國務大臣 申し上げるまでもな

く、新しい憲法によりまして憲法九十

二條以下、日本の自治制度というもの

が従来のあり方でなしに、あくまでも

自治の本旨にのっとって、住民のため

に地方自治制度というものができたわ

けであります。これを受けまして地方

自治法が制定され、この地方自治法を

貫く精神もまたあくまでも自治の本旨

にのっとって、住民の自治、団体の自

治を実現するために規定されたもので

あることは言うまでもないと思いま

す。私も受田先生から率直にという

お話でありますので、私も率直に申し

上げようと思つておりますが、私ど

も自治庁を省に昇格をせよお願いいた

したいという気持は、中央集権の考え

方とむしろ逆な考え方に立つておるの

であります。と申しますのは、現在御承

知のように昭和三十四年度について見

ましても、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

十億、國の財政が一兆四千九百何

億でありますか、地方財政が一兆三千三百何億という、ほぼ国の財政に匹敵する膨大な財政を地方財政は運営しておるわけでありまして、また別な面から見ますと、たとえば税金について見ますと、国税で入るのが七割、地方税で入るのが三割、ところがその税金を使う道になりますと、昭和三十四年度ですと地方が六三％使い、国が残りを使う、こういうことになっておるのであります。地方の仕事が非常に多いのであります。そこでたとえば文化国家、福祉国家ということを経営の理想といたしましても、いろいろな文化施設、福利施設をやりますについては、実際には地方公共団体がこれを担当しておるわけでありまして、そうしますと地方の仕事というものは、非常に重大な仕事を担当しておるのであります。地方の意向というものを、これはやはり国会なりあるいは政府なりに正しく反映させること、そうしなければ真の意味の自治を伸ばすために不適當ではないか。ところが現在の自治庁は、言うまでもなく総理府の外局になっておりますので、たとえ自治庁長官という立場を考えてみても、総理府の長たる総理大臣の補佐機関にすぎないのであります。自治庁長官として閣議に對する政治権もなければ、それからいろいろの問題についての決定権も持っていないのであります。こういうことであつて、地方自治の伸張の点から見まして、やはりこれはあくまでも地方自治体の立場を守り、そうして地方自治の健全なる発展をはかるために、責任の地位に立つて、閣議においても政治権も持ち、そうしてまたいろいろな案件についての決定権を持つて立

場になければならぬのではないかと。つまり自治体というものは非常に重大であるにかかわらず、その責任の所在が、これはまあ法制上は総理大臣が持つておるわけでありまして、実際には自治庁長官がこれを補佐機関として担当しておる。内部的に申し上げますと、いろいろな総理大臣の決裁すべきものを自治庁長官に委任してやつておるような格好になっておるのであります。そういうような姿でなしに、やはり地方自治というものは非常に重大な仕事を担当しておりますので、その責任の所在というものははっきりする必要があるのではないかと。私も決して中央集権的な考え方によって、中央を強化して、中央から地方に命令するとかどうか、そういうような考え方ではないのであります。逆な考え方によって地方の機構、地方を健全に発展させなければ自治体の健全なる運営もあり得ませんので、やはりその責任の所在というものを置くべきではないか、こう考えておるのであります。言うまでもなく、自治庁の設置をかりにいたしましても、われわれは現行の地方自治法を改正しようなどという考えは毛頭持っていないのであります。従いまして現行の憲法がそのままであり、これを受けた地方自治法がそのままである限りにおきまして、自治庁が自治省になったからといって、ここに新しく中央集権という線はどこからも出てこない。あくまでも現行自治法の建前、憲法を受けた地方自治法を存置する。この地方自治法の精神にのっとり、またこの規定によって自治庁は運営されるのでありますので、私もまた端的にいへば責任を明確化するため

に、自治庁というものを自治省というあり方にしたい、そうすることが私は行政の新しいあり方ではないか、かように考えるのであります。

○受田委員 私は自治省を作ること、今長官にお尋ねしておいたわけではなくて、地方自治の本旨をどう考えられるかというところをお尋ねしておいたわけなんです。ことに中央の権力政治が地方自治を侵害する傾向がある。地方長官に当然その自主的な運営を一任すべきものを、一々自治庁及び政府がこれに干渉し過ぎる、こういう傾向を今お戒め申し上げたつもりであつたわけでございます。そこで自治庁設置法の第三条に、「自治庁は、民主政治の基礎をなす地方自治及び公職選挙等に関する一云々とありまして、民主政治の基礎をなす地方自治ということが、憲法の規定に基いて特に法律の中にうたつてあるのです。法律に民主政治の基礎をなすなどということをはっきりうたつてある法文というものは、あまり発見をしないと思う。非常にこれは特例の文句であると思うのですけれども、この地方自治法第三条の民主政治の基礎をなす地方自治とわざわざあげているこの理由を、もう一度御確認にならなくてはならぬ。これは民主的な運営をされる地方自治であることを確認するといふ意味でいうならば、政府は府県その他の地方公共団体に對して、十分な自主的な運営を一任すべき点がたくさんあるはずなんです。そこを私お尋ね申し上げておるのです。自治庁長官の権限が第四条にも書いてあるし、それから第四条の三十号度に内閣総理大臣の権限が自治庁長官に補佐権として

与えられておる、こう書いてあるのですが、個々の権限関係をもつて民主政治の確立の方向へ持つていくようになるべきではないか、かようにお尋ねをしておるわけです。

○青木國務大臣 申し上げるまでもなく憲法の九十二条にはつきりと、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いてやらなければならない、こういうことがありまして、これを受けての地方自治法であり、そしてまたこの本旨にのっとり地方自治が完全に運営されるための中央機関としての自治庁ということになりますので、考え方はあくまで憲法の規定するところの本旨にのっとりやらなければならない。しこうして自治の本旨とは何ぞやという問題にかかつてくるわけでありまして、學者によりましていろいろ自治の本旨ということについてむずかしい議論をいたしております。たとえば住民の自治であるとか、団体の自治であるとか、いろいろ申し上げておりますが、要するにあくまでも住民の意思というものに基礎を置きまして、そして住民の自治意識によって地方の行政が運営される、またそうなければならぬのであります。そのことが私はとりもなおさず民主政治の根本になると思う。またそこから出発しなければ民主政治はあり得ないわけでありまして、そういう意味におきまして地方自治というものはあくまでも民主政治の基礎である、そしてまたその民主政治の基礎である地方自治が健全に発達することによって、全体としての国の民主政治の確立もあり得る、またそうしなければならぬ。そこに基礎を置かずして民主政治といつてみたところ

で、これは単なる架空なものにすぎませんので、やはり私は地方自治体というものが民主政治の基礎として発達する、そして国全体としての民主政治の確立があり得る、かように考えるのであります。

そこで中央集権的な傾向があるのではないかという御指摘であります。私も、私どももいたしましては現行の地方自治法にもはつきり出ております通り、国というものが自治の本旨を侵してはならぬことは言うまでもないことであるので、法律におきまして中央が地方公共団体に對して監督権を持つとか、あるいは命令権を持つとか、そういうあり方を一つもとっていないのであります。あくまでも地方自治体自体の運営を基礎として、自治庁はこれに對する必要があれば助言なりあるいは適當な勧告をするということに許されておりますが、国が直接自治体に對して指揮したり命令したり、そういうふうなことはやるべきものではないとせんし、現行の法制下におきましてこれは許されていないのであります。われわれはあくまでもこの地方自治法の精神にのっとりまして、いやしくも地方自治に對して国は命令したり指揮するといふようなことはやるべきでない、こういう考えに立つて運営をいたしておるのであります。

○受田委員 事務当局でけっこうですが、昭和二十七年に自治庁設置法ができました以来、自治庁長官の権限が強化された事項、すなわち指示権等が特に取り上げられて、自治庁長官の権限強化について改正された点をお示し願いたいと思ひます。

○藤井(眞)政府委員 二十七年に自治

庁が設置せられまして以降、内閣総理大臣あるいは自治庁長官の権限として加えられた点は一つございます。

その点は、結局地方公共団体におきまざる義務の執行につきまして法令違反のおそれがある、あるいはその財政支出について権限を越えた違法な支出等がある、それらの場合におきましてその是正のための措置を要求することができるといふ規定が一つ加わっております。ただしこの点につきましては、内閣総理大臣が権限発動いたします建前になっておりますが、実際上は総理大臣がやりましますのは府県に対する関係でございます。市町村に対する関係におきましては府県知事がこれを行使するという建前に相なっております次第でございます。なお、自治庁長官ないし内閣総理大臣がこの権限に基いて、実際上権限を行使いたしました事例は今までございません。

○受田委員 この財政上の違法支出は正措置要求というような権限、これは違法であるというところにのみそがあると思うのですけれども、こういう一つのとりでがでさ上っているようなところにも、漸次自治庁長官の権限強化の橋渡しをするということになると私は思っております。

もう一つは、内閣総理大臣の権限に属するという規定の中で、総理大臣が直接それをやったことがないというところでありましても、町村合併促進のための各種の措置について、地方住民の意思を無視したような形のものはないか。合併したくない住民があげて願っているのを、自治庁の指導でそこを強制合併をさせる、こういうような動きをした実績はないか、こう

いうことについてお答えを願いたいと思ひます。

○藤井(貞)政府委員 数多くの町村合併に関する案件の中には、きわめて問題がむずかしいために、住民相互の間におきまして相当熾烈な紛争がありました事例はかなりございます。それらの場合におきまして、指導の任に当ります第一線の責任者は知事ということに相なっておりますのでありますが、その際にも私たちの方では実際上の取扱いにつきましては、いろいろ御相談に応じてやっております。ただ町村合併という一つの大きな目的を遂行いたしましたことを考え、また合併計画を立てます際に、やはり一つの適正規模その他の客観的条件と、それから住民の大多数の意思がどこにあるか、そういうような点を総合的に判断をして、適正な措置を講ぜられないようにやっております。おつもりでございますけれども、中には住民の間には紛争のある向きが相当ございまして、それらの反対の住民の意向というものがからんたことをいいたしますと、指導自体についてかなり強引さがあつたのではないかと。そういうような点について、われわれとしても反省を加えなければならぬという事例は若干ございまして、その点は率直に申し上げたいと思ひます。

○受田委員 そうした住民の意思に反した指導を加える、強制、強圧を加える、こういう事例は幾つもあるのです。これは全国的にまれな例ではない。そういうことに地方自治を侵害する一つの難点があるわけでありまして、私は市町村の住民の大多数が考えている方向に民意を尊重していくとい

うところに、地方自治の本旨があると思ひます。従つて、今率直にその反省をされておりますので、私はそのほかの問題には触れませんが、さらに関連して、これから長官に伺わなければならぬ問題があるのです。

地方公共団体の首長を公選にしている理由はどこにあるか、これを一つ長官からお教え願ひたい。

○青木国務大臣 申し上げるまでもなく、前段申し上げましたようにあくまでも自治の本旨、住民の意思というものを尊重すべきものでありますので、自治体としては住民自身がその行政の執行の責任者を選ぶということ、私は自治の本旨から見て当然であるべきもので、また憲法においてもそのことが規定されておりますので、私も市町村の市町村長というものは住民自治という観点からそうあるべきもの、かように考えているのであります。

○受田委員 住民の意思で選出せられる公職選挙法の精神による地方の首長は、これはその公選に当って何ら外部のいさかいな誘惑、圧力によって曲げらるべきものでないと思ひます。ところが、いかがでございますか。

○青木国務大臣 あくまでも住民の自由意思でありますので、お話の通りであります。

○受田委員 従来政府与党の各位が、地方選挙に対する対策として考えられておられる問題は、政府与党に属する首長が最も成績が上るのだ、たとえば国から出すいろいろな財政上の援助についても、社会党の系統の首長が出るよりも、政府与党の系統の首長が出る方が実績を上げておられるのだ、そういうふう

に政府につながるころの首長を選ぶのが、住民の幸福であるという指導を政府与党はやっておられる。これはあなたの党の幹事長であられた川島さんの地方選挙に対する態度においてもこれをうかがうことができるし、あなたの党の大員たちが地方選挙に出られて演説される場合には、ほとんど例外なしに、政府与党に有利な現知事を選べば、皆さんの方に非常に有利な財政上の援助その他、たとえば鉄道が敷かれるとか、いろいろな便宜が供されるのだという演説をせられておられるのです。これは長官、いかがしたことございましょう。

○青木国務大臣 申し上げるまでもなく行政の運営に当りましては、情実とかあるいは因縁、そういうことによつて左右せらるべきではないのであります。中央と地方は言うまでもなくつながりがあります。補助金の関係、交付金の関係などがあることは御承知の通りであります。しかしながらその補助金なりあるいはそういう問題が、人のつながりによつて左右されるべきものでないことは言うまでもないものであります。行政の運営はどこまでも公正にやるべきもので、社会党の首長だからそこへやらぬとかいうことは、許さるべきものでないことは言うまでもないのであります。また私もはそういうふうなあり方で地方自治がゆがめられることは、地方自治の健全な発展から見てもよくないと考えております。選挙に当つてのお話でありまして、多少そういうふうな点で誤解を受けた点もあるいはあるかもしれませんけれども、しかし基本的に、私もはそういうことがあつてはならぬ、か

ように考えております。

○受田委員 多少あるかもしれないというお言葉は、非常に耳ざわりな言葉になったわけですが、この前この委員会へ黒金政務次官がおいでになられて、こういうことを発言されておられる。現在政府与党は絶対多数党である、従つて地方選挙においても政府与党側に属する者が当選するのが当然なことだという発言があつた。これはいかがお考えですか。

○青木国務大臣 私、申し上げましたのは、多少あるかもしれないということ、は、多少そこに誤解を受けた点があるかもしれないということを申し上げたのであります。いやしくもそういうふうなあり方であつてはならぬと私は考えております。そしてまた、たまたま現在の政局を担当しておられるのが自由民主党であるから、地方の選挙が自由民主党に有利である、こういうことは、私はそれはあつてはならぬ。あくまでも地方自治の選挙というものは、自治体の住民の自由意思によつて行われるべきものであります。これに対して中央がとかく言うべき筋合ではない、かように考えております。

○受田委員 あなたの党の総理大臣以下は、地方選挙においては非常に猛烈な利益誘導をやつておられる。これはあなたのような善良な方ばかりが関係ではないのです。私は一例を最近の三重県知事選挙に引きましますけれども、あなたの党の総裁兼総理大臣であられる岸さんは、標旗のないところで選挙演説をやつておられる。こういうのはもうりっぱな選挙違反です。あなたの党の愛知法務大臣は御自身で、選挙違反

ぎりぎりまでやれ、近いうちに恩赦もあることであるからという発言をされて、激励されておる。これも調査の結果、われわれの方に明らかにされた事例です。こういうようなやり方をもつてし、またあなたの党の永野運輸大臣は、あの三陸海岸を結ぶ鉄道を敷設するのは、三浦氏が出るのが何より大事なことであるという発言をされておられる。こういうような明らかに利益誘導であり、その時の政府に有利な人を選ばないという、このやり方を公然とやっておる。これはもう全国的な傾向です。これであつては、公平な地方自治の確立などとはとうてい期待し得べくもないと思うのです。あなたの党の地方自治に対する指導方針というものは、政府与党につながるのがあるような首長を選んで、地方と中央とタイアップでやろうじゃないかということになるおそれがある。そういうことをやるならば、むしろ公選をやらないうで官選知事にして、政府与党の思のかかった者を適当なポストに据えて、政府与党の権限を十分行使させればいいことになる。この地方自治におけるあまりにも中央優先的な政府与党の利益誘導的な選挙指導に対して、選挙の総元締めであられるあなたの御意見というのは重大な御意見だと思つて、一つ確固たる信念のもとに、必要があれば、標旗なくして街頭演説をやった岸総理は即日逮捕するような意気込みがあるかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○青木国務大臣 ただいまのお話であります。私もそういうようなことをちよつと聞きまして。閣僚のうちで何かそういう選挙違反のような疑いを受けるような行動があったというところを、ちよつと耳にいたしましたので、先般の閣議におきまして特に発言を求めまして、閣僚の地方における応援等に当りましては、そういう点について厳に慎んでいただきたいということに、私は各閣僚に申ししたのであります。ただ今日二大政党の時代になりまして、地方におきましてもやはり政治的な選挙が行われておりますので、政党の立場において、党活動として自派の候補者に対して応援するということは、これまで規制するわけには参らぬと思つております。そういうときに、当りましては、政党内閣として自派の候補者を応援することは当然であります。しかしながらそれと行政の公正なる運営、これを混同すべきものでないことは言うまでもない点であります。私もそれはそういう点について十分みずからも戒心し、また閣僚各位に對ししてもその点を十分注意をいたしておるのであります。

○受田委員 あなたの謙虚なお気持ちを、了とするものですけれども、あなたは同家公安委員会の委員長でいらつしやるわけですね。同時に自治庁長官を兼ねていらつしやる。それであなたは警察権力発動の責任者であられる。閣僚の中に不届きの発言をする者があるならば、泣いて罵詈雑言を切る決意を持つて、総理大臣といえども、法務大臣といえどもふん縛る、そういう馬力があればならなければならぬと思ふ。そういう警察官を動員して、疑惑を抱かして、疑証を示した摘発者に対して忠実にこたえるという努力をされますかどうか。これはまだ時効にかかつてないなまなましい現実でございまして、最近各所に行われた地方選挙のこうした政府与党の利害誘導罪——公職選挙法にいわゆる利害誘導罪、こういうようなもの処分を決定されておるかどうか。閣僚に話しただけでか。実際につかまえて処分するという決意を持つておられるかどうかを伺いたい。

○青木国務大臣 申し上げるまでもなく現行の警察制度では、私は国家公安委員会の委員長をいたしておりますが、警察の中立性を確保するために、われわれは各地方の警察に対して何ら指揮命令権を持っていないのであります。そして、東京におきましては警視總監、府県におきましては警察本部長が全責任を持ってこれを担当し、しかもこれに対しては国家公安委員会あるいは地方の公安委員会も、個々の案件につきまして差し出がましいことをすべきものではないし、またこれは制度的にも厳に禁じられておるのであります。従いまして、各府県において、そういう事犯がありました場合には、警察本部長がその責任において厳正公平に、いやしくも違法のことがあつたならこれを処断する、こういう立場でやつておるものと確信いたしておるのであります。個々の要件に対しては、一私どもが指揮をいたすべきものではないと思ふ。しかし私は、警察はその本来の立場に立つて厳正公平に、違法の事態があつたらこれを処断するといふ態度でやつておることと確信いたしております。

○受田委員 地方の警視正以上の職にある警察官は、国家公務員であるわけですね。従つて地方の警察本部長以下警察の少数幹部は、あなたの直接の監督を受ける立場にあるわけですね。国家公務員として……そういう立場にある警察の責任者がおられるわけですね。そういう立場にある人々が、上司の意図しておき、国家公安委員会のきめた指導方針というものを無視して、政府与党の違反者に対しては手心を加え、野党の違反者に対しては強権を発動する、こういうことになったら、これはもう地方自治を混乱に陥れる一方であり、あなたの言葉の上から、そういった地方の国家公務員である上級警察官に対して、あなたは平素どう指導しておられるか、そこを伺いたいと思ひます。

○青木国務大臣 御指摘のように警視正以上の人事につきましては、地方の警察におきましても、その任免権者は国家公安委員会でありまして、しかし警察法にはつきり示されております通り、警察法第二条の職務を行いますのは、これは本部長が全責任を持つてやるのであります。その捜査とかいうような問題については、私どもは全然指揮権とか命令権とか、そういうものは持つていないのであります。また現行の警察の制度があくまでも警察の中立性を確保するためにできておりますので、私どもはその法の精神を尊重いたしまして、いやしくもわれわれが影響を与えることのないように十分注意をいたし、また現にそういう行動はとつていないのであります。ただわれわれは国家公安委員会として、警察全体の管理をいたしておりますので、そういう立場に立つて大局的に一つの方針といいますか、たとえば選挙違反等の問題につきましては、これを厳正に処断するように、こういうふうな大局的な方針は国家公安委員会として打ち出すことはあり得るわけでありまして、しかし個々の問題につきましては、私も指揮命令ということはいないし、私どもは指導命令というものはおつけ加えて申し上げておきたいと思ひますが、今回の場合のように選挙期が予定されております場合は、ややもすれば事前運動その他の選挙違反の事態が非常に多くなりがちである、こういうことを考えまして、昨年から関係各省庁の連絡会議を開きまして、公明選挙促進のための協議会を開いておるのであります。そういうこと等は別といたしまして、警察庁自体としても事前運動に對する対策、それからまた選挙違反防止について、関係局長会議あるいは本部長会議その他においていろいろ打ち合せをして、私どもは来たるべき選挙に當りまして、警察が警察としての職責を完全に果たすことができるように、十分注意を促しておるのであります。従いましてお話のように警察が一党一派に偏したりするようなことがないよう、あくまでも厳正に警察の本来の職責を果たすようにということ、十分注意は喚起いたしておるのであります。

○受田委員 地方警察本部長という地位にある人々は、あなたが地方の公安委員会の承認を得て任命されるわけですね。そういうことになると、このあなたの任命された警察本部長が適切な措置をしていないときには、それに対して注意をする必要がありはしません

か。それは任命権者である公安委員会  
の責任者として、当然あなたに与えら  
れた責任じゃないでしょうか。

○青木国務大臣 警視正以上の警察官  
の任免権者は、確かに公安委員会であ  
ります。しかし御承知のように私は公  
安委員会の委員長でありますが、公安  
委員会は原則として複数制の行政機  
関でありますので、私は公安委員会の決  
定を代表する立場におきまして、しか  
し正常の普通の場合におきましては、公  
安委員会の意思決定は、公安委員の多  
数決をもって決定することになってお  
るのであります。例外的に同数のと  
きだけ私が表決に加わることありま  
すが、ふだんは持っていないのであり  
ます。従いまして警察法改正のときに  
問題になりましたように、国務大臣で  
ある私は公安委員長、その公安委員長  
が公安委員会の決定に当りまして政治  
的な影響があつてはならぬという配慮  
がありまして、私自身というよりは  
むしろ公安委員会がこれは任命権者で  
ありますし、しかも公安委員会は御承  
知のようにあくまでも正当な中立性を  
確保するように、構成的にもそうなつ  
ておりますし、またそれぞれ各方面を  
代表する良識ある人たちがおりますの  
で、公安委員会が本部長の任命等に当  
りまして間違ひを犯すということは  
私はない。あくまでも公正に公安委員  
会は人事権を行使しておる、かように  
考えております。

○愛田委員 非常に甘い考え方だと私  
は思うのです。地方の警察が政治的に  
支配されている傾向は各所に起つてい  
るわけです。これは私は個々の具体的  
の例を示すといひのすけれども、そ  
れは避けます。とにかく警察権力の発

動者である方が、政府与党に味方す  
るような形のものがあったとしたなら  
ば、とんでもない権力国家になるので  
あります。往年のわれわれの悲しかり  
しあの時代を繰り返したくないといふ  
強い意欲を持って、あなたがやってく  
れなければならぬ。従つて地方選挙に  
おいて閣僚懇談会みたいなところで発  
言をされるだけではなくして、事実に  
十分注意をして、もしあなたが誤まっ  
ておるとなれば率直にわびて、天下に

自分の誤まりを示し、反省の色を示し  
た方がいいのではないかいのといふこ  
ろまで、あなたが突込んで閣議をやつ  
ておられるならいいけれども、近ごろ  
うわさを聞いておるが、一つみんな聞  
いてくれというくらいなら、馬の耳に  
念仏みたいな人がそろつておるのだと  
から、それはへいちゃです。だから  
私ももっとも強いところであつたが  
やつてくれなければ困るのです。私が  
地方自治について憂えておる結論を申  
し上げます。政府与党に味方するよう  
な国務大臣たちの指導によつて住民が  
迷わされて、政府の方にながりのあ  
るような知事が出なければいかぬ、市  
町村長が出なければならぬというので  
投票する、橋をかけるのはこの大臣  
にながりのあるこの知事や市町村長  
が当選しなければならぬといふことにな  
つたら、地方自治は破壊ですよ。一  
党一派によつて支配されることにな  
る。そこであなたが地方自治の本旨に  
基いて、自治庁長官として命がけで働  
いてもらわなければならぬと思うので  
す。政党内の勝負はいい。政府与党と  
野党が勝負するのはいいが、政府与党  
に味方してくれる方がいいのだとい

う、この景物だけは取り除いて勝負し  
ようじゃないか。そんなくだらぬ景物  
をもつて選挙をやるから、いつまで  
たつても地方自治が確立されない。双  
方が政策を掲げて戦うのならないです  
よ。うまく利益誘導をひきつけてや  
る。これは今からでもおそくないから  
一つ内閣総ざんげして、最近の閣議に  
おいて、地方自治に反するわが党の従  
来のあり方については十分反省をし  
て、今後自治の確立を期すべきであ  
る。こういうような閣僚申し合せくら  
いができましようかどうでしょうか。

○青木国務大臣 私は御指摘のように  
自治庁の長官として、あくまでも地方  
自治の健全なる発展に挺身せなければ  
なりません。また一面におきまして  
は警察の担当閣僚として、警察の厳正  
公平なる運営をはからなければならぬ  
のであります。そういう立場にある私  
といたしまして、私は全力をあげて、  
いやしくも自治の進展を阻害し、ある  
いは警察の運営がややまちがあること  
のないように全力を尽す覚悟でありま  
す。

○愛田委員 私はあなたのお人柄に触  
れると、これ以上おとがめ申し上げる  
ことができなくなるので、一応そのあ  
なたの熱意に敬意を表して、どうい  
う処置をされたかを見守りました後にそ  
れをただした。ただ自治庁長官は従  
来短期間に交代された。たとえば警職  
法の問題がある、あなたは自治庁長官  
をやめて愛知氏に譲つて、あなたは警  
職法を通すために専念されるというこ  
とになり、それからまたかつては、大  
臣という看板がないのがさびしいとい  
うので、大臣室という看板に塗りかえ  
られて威勢を張ることをなさつた方が

あなたの前任長官におられる。こうい  
う合に自治庁というところは、何だ  
かまます扱いにされてさびしい役所  
だ、自治庁の役人もそう考えておられ  
る。それはやはり士気にも影響するこ  
とだと思ふのですが、あなたの方とし  
ては自治庁というものを、自治庁長官  
を軽く見るといふ政府の傾向に對して  
も、自治省にしなければならぬといふ  
御意図があるのじゃないか。これを一  
つ伺いたいのです。

○青木国務大臣 私は政府が自治庁を  
軽く見ておると考えておりません。  
また私自身としても、自治庁というも  
のが軽い役所とは決して考えておりま  
せん。自治庁を省にするという問題  
は、先ほども申し上げましたように、  
あくまでも行政の責任を明確にするこ  
とでありますので、自治庁であ  
るからといって、決して現在の自治庁  
を軽視するようなあり方であつてはな  
りません。私自身は毛頭そう考えてお  
りません。これは庁であるが省であ  
るが、日本全国の府県市町村の立場  
を守り、そしてまた民主政治の基礎  
を確立するためのわれわれに与えられ  
たる使命というものは重大であります  
ので、その点私はむしろ一つの誇りを  
持つて自治庁長官に當つていくつもり  
であります。政府におきましては、お  
そらくそういう考えはないと思ふので  
あります。なおいやしくもそういう考  
えがあるとするれば、私はあくまでも自  
治庁のむしろ誇りを強く皆さんに訴え  
たい。そして責任も重し、またわれ  
れわれとしてやるべきことも多いとい  
うことを私自身自覚しておるのであり  
ます。

○愛田委員 あなたのお役所の方々  
は、この間ここで答弁された官房長以  
下、非常にさびしい気持を持っておら  
れるのです。自治庁がなめられてお  
る、そこで省にしなければならぬとい  
ふことになったら、これは大へんなこ  
とだと思ふのです。そういう意味でい  
くということになれば、むしろ総理大  
臣の権限を代表される補佐役としての  
立場から、寄らば大樹の陰という言葉  
があるのですから、総理の権限を代表  
してやる方が自治庁長官として仕事  
ができるのじゃないですか。一省の長と  
いうよりは、強権を持つてゐる総理の  
大樹の陰で仕事をする方が、仕事があ  
るのですか。これはいかがですか。

○青木国務大臣 私は責任政治から考  
えますとそれは考えないのであります  
て、寄らば大樹の陰という人になつた  
ような気持でなしに、やはりあくまで  
責任の衝に立つてみずからこれに當  
るというあり方の方が、行政の正しい  
あり方と考えるのであります。総理の  
そでにすがつてなどという気持でなし  
に、みずから責任を負つて地方自治の  
ために責任を果たしていくというあり  
方の方が、私は責任政治のあり方とし  
て、その方がはるかにいいのじゃないか、  
こう考えております。

○愛田委員 小なりといえども一國一  
城のあるじになりたいというお氣持と  
私は解します。これはやはりいろいろ  
問題があると思ふ。機構改革全体の問  
題に關係するのです。そうあなたが  
考えにのめられると同時に、防衛庁も  
国防省にしたい、行政管理局も省にし  
たい、経企も省にしたい、こういうよう  
なことになってくると、至るところに  
全山春色を待望する人々が相次いで





まして、国が若干施設補助をいたして  
おります。そういうことばかりでなし  
に、たとえば近代の化学工業の発展等  
に伴いまして、消防の機械と申しま  
すか、消防の方法と申しますか、そう  
いうものにつきましてもさらにとつと科  
学的な研究をいたしまして、そうして  
これは市町村消防といつても、市町村  
でそういう基本的なことを研究するこ  
とは無理でありますので、国としてそ  
ういうことを調査研究し、それを地方  
に普及するといふようなやり方をとら  
なければいかぬ、こういう考え方に  
立つて、国がもう少し市町村消防に協  
力するようあり方といふことで、漸  
次その線を進めるために若干の人員の  
増加を考えております。しかしながら  
あくまでも現在の消防本部といふもの  
は、そういう消防の基本的な問題を扱  
うのでありますので、企画とかある  
はそういう試験研究の問題であります  
ので、現実的に膨大な人を要するとい  
うことは私はあり得ないと思ひます。  
しこうして外局にするには人が少い  
じゃないかといふお話であります。確  
かに人は少いかもしれません。しかし  
私は外局といふものも考え方も、単に  
人の数だけの問題ではなくして、やは  
り質の問題、行政のあり方の問題、そ  
ういふ点から考えるべきものではない  
か、もちろんあまり人が少くても形と  
してはおかしいかもしれませんが、た  
だ人の数といふことだけで適否を決定  
すべきものではない、かように考えて  
おります。

こへ加わつて、貫祿を持つものでなけ  
ればならぬ。人数が少くても、格式を  
高めるといふ必要があるといふこと  
であれば、それはもつとほかに意義を認  
めなければならぬと私は思ひます。

もう一つ、中央選挙管理委員会の構  
想があなたの方にあるのですが、管理  
委員会の問題は、その組織については  
申し上げませんが、自治庁が今まで常  
に主張してこられた小選挙区法案、こ  
れはあなたは現在のところ、たとえば  
調査会を作るとか、その他の構想を  
持つておられるのかどうか、持つてお  
るとすれば、それはいつごろやられよ  
うとするのか、こういうこともあなた  
の方に関連した大事な問題ですから、  
一つお答えを願ひたい。

○青木国務大臣 私私個人としては  
小選挙区論者であります。また岸総理  
もやはり小選挙区を常に主張いたして  
おります。しかし内閣として小選挙区  
を採用し、そうしてまたその法律をい  
つ出すかといふ問題につきましては、  
政府としてまだ決定はいたしておりま  
せん。ただししかし心がまえといはしま  
しては、私は自分自身としては小選挙  
区論者として、適當の機会があればそ  
の実現は自分の政治的使命として、そ  
れに協力したいといふ気持は持つてお  
ります。また、総理も国会でいろいろ機  
会に答弁しておりましたように、政府  
としては目下いろいろ検討中といふ段  
階でありまして、いつ出すとか、ある  
いは小選挙区法のどういふ案を出すか  
といふことはきめておりません。なおそ  
のために調査会を設けるかといふお話  
であります。御承知のように公職選  
挙法によつて選挙制度調査会が設けら  
れております。現在は参議院問題につ

いて検討中であつたのでありますが、  
選挙を前にして現在その審議をするこ  
とは適當でありませぬので、現在中断  
いたしてあります。いづれ参議院選挙  
の終了した後に選挙制度調査会を再開  
いたしまして、いろいろ選挙上の問題  
について諮問することがあると思ひ  
てあります。その場合におきまして、  
小選挙区に關連する問題等についてあ  
るいは諮問することがあり得るかもし  
れませんが、現在のところどういふ案  
件を諮問するといふようなことを、ま  
だ決定いたしておりません。現在いま  
だそれ以上何とも申し上げかねる段階  
であります。

○受田委員 人口の異動に伴つて、定  
数の変更をしなければならぬ段階に  
きておるわけですね。その方はこれ以上  
に急ぐ問題です。小選挙区などという  
ことは非常に重大な問題があるので、  
最近の地方選挙など見て非常な買収供  
応の弊害といふものが地域的に行われ  
ておる小選挙区制を実施すれば自然に  
そこに問題が起つてくるわけですが、  
これよりもまずあなたの方で急がねば  
ならぬのは、定数の変更です。このこ  
とが急ぐ問題であるはずですね。そのこ  
とはあなたの方で忘れておるのじやな  
いでしょうか。

○受田委員 少数のものであれば、局  
でやつて済むのであります。庁といふ  
ことになるならば、庁相当の任務と、  
それに対する人的構成といふものがそ  
れであります。現在参議院問題につ

○青木国務大臣 お話のように、人口  
の異動によりまして一人当りの有権者  
数が非常なアンバランスになつてお  
ります。しかも公職選挙法の別表にあ  
る規定がありまして、これを改正し  
なければならぬことは言うまでもな  
いわけでありまして、しかしただ人口だ  
けを基準にして現在の区割りを計算し  
ますと、ありのままで、所に  
よつて七人以上のところもできて参

りますし、それから二人区がたしかに  
十二、三出てくるのであります。それ  
はそれとして、そのほか一番問題にな  
りますのは、現行の区のまま人口だけ  
で按分しますと、定員の減少する県が  
できてくるわけでありまして、これは理  
屈からいいますればやむを得ないとい  
うかも知れませんが、しかし現実問題  
として各県の定員が減るといふような  
ことは、なかなか実行困難な問題であ  
ります。そこで人口のバランスするよ  
うな区割りを作るといふようなことに  
なりますと、当然に定員の増加の問題  
も考えなければならぬかも知れませ  
んし、あるいはまた、それは別として  
も、区割りの問題が当然関連してく  
ると私も考えるのであります。そうい  
たしますと、小選挙区制の問題も一方  
において検討しなければならぬ問題と  
私も考えております。それから人口  
のアンバランスについての是正の問  
題、こういう問題等が合わさつて参り  
ますので、必然的に区割りの問題を考  
へざるを得ない。そこで参議院選挙の  
済んだあとにおきましてそういう問  
題等を含めまして、選挙制度調査会等  
の意見もやはり尊重して、いろいろ具  
体的に検討しなければならぬ段階に  
入つてくる、こう私もは考えており  
ます。しかし現在のところ、しからば  
どうするかといふお話、あるいはまた  
しからばいつ、どういふ改正をするか  
といふことになりまして、今検討中と  
申し上げるほかに、影響するところ大  
きいのでありますので、私もは軽々  
にこの問題をあやすべきか、こうすべ  
きかといふようなことを言うべき筋合  
いでもありませんし、またこれは率直  
に申し上げまして単に政府とかどうと

かいうことでなしに、やはり二大政党の  
今日、与党である自由民主党はもちろ  
んであります。社会党側の意向等も  
いろいろ適當な機会があるならばやは  
り十分尊重し、解決していかなけれ  
ばならぬ、かように考えておるのであ  
ります。

○石山委員 受田委員が自治庁長官に  
質問されたとき、自治庁長官は自治省  
を早く作りたいといふか、見当違いな、  
自治省の内容を一生懸命説明したこと  
が冒頭にございましたが、それはど  
なたは熱心に、自治省を作ればい  
わゆる一つの目標があるわけでしょう。  
それからもう一つは、国家消防本部を  
格して消防庁にする、この二つが大き  
なところだと思ひます。自治省の中  
で、国家公安委員あいるは警察、こ  
ういふものは切り離しておきたい、こ  
ういふあなたの御意見は、私はある意  
味では正しいと思ひます。そういうふ  
うにしてもらいたいものだと思ふ。た  
だこの場合気になるのは、消防庁を外  
局として含めれば、すぐにも何か御利  
益があるかといふことです。今のあな  
た方の説明を聞いておると、私ど  
もとしてはあまり——なるほどいろ  
んな消防機関、大学ができるとか、研  
究機関ができるかといふことはわかる  
のですが、ではじかに地元ではどのく  
らいの利益があるかといふことにはび  
んとこない問題だと私思ひつておられ  
ました。そこで本部長も来ておられます  
から、どういふ利益があるかといふこと  
を端的にあげてもらつて、なるほどそれ  
もおもしろい考え方じゃないかといふ  
ふうな御意見があれば、一つ聞かして

○石山委員 受田委員が自治庁長官に  
質問されたとき、自治庁長官は自治省  
を早く作りたいといふか、見当違いな、  
自治省の内容を一生懸命説明したこと  
が冒頭にございましたが、それはど  
なたは熱心に、自治省を作ればい  
わゆる一つの目標があるわけでしょう。  
それからもう一つは、国家消防本部を  
格して消防庁にする、この二つが大き  
なところだと思ひます。自治省の中  
で、国家公安委員あいるは警察、こ  
ういふものは切り離しておきたい、こ  
ういふあなたの御意見は、私はある意  
味では正しいと思ひます。そういうふ  
うにしてもらいたいものだと思ふ。た  
だこの場合気になるのは、消防庁を外  
局として含めれば、すぐにも何か御利  
益があるかといふことです。今のあな  
た方の説明を聞いておると、私ど  
もとしてはあまり——なるほどいろ  
んな消防機関、大学ができるとか、研  
究機関ができるかといふことはわかる  
のですが、ではじかに地元ではどのく  
らいの利益があるかといふことにはび  
んとこない問題だと私思ひつておられ  
ました。そこで本部長も来ておられます  
から、どういふ利益があるかといふこと  
を端的にあげてもらつて、なるほどそれ  
もおもしろい考え方じゃないかといふ  
ふうな御意見があれば、一つ聞かして

○石山委員 受田委員が自治庁長官に  
質問されたとき、自治庁長官は自治省  
を早く作りたいといふか、見当違いな、  
自治省の内容を一生懸命説明したこと  
が冒頭にございましたが、それはど  
なたは熱心に、自治省を作ればい  
わゆる一つの目標があるわけでしょう。  
それからもう一つは、国家消防本部を  
格して消防庁にする、この二つが大き  
なところだと思ひます。自治省の中  
で、国家公安委員あいるは警察、こ  
ういふものは切り離しておきたい、こ  
ういふあなたの御意見は、私はある意  
味では正しいと思ひます。そういうふ  
うにしてもらいたいものだと思ふ。た  
だこの場合気になるのは、消防庁を外  
局として含めれば、すぐにも何か御利  
益があるかといふことです。今のあな  
た方の説明を聞いておると、私ど  
もとしてはあまり——なるほどいろ  
んな消防機関、大学ができるとか、研  
究機関ができるかといふことはわかる  
のですが、ではじかに地元ではどのく  
らいの利益があるかといふことにはび  
んとこない問題だと私思ひつておられ  
ました。そこで本部長も来ておられます  
から、どういふ利益があるかといふこと  
を端的にあげてもらつて、なるほどそれ  
もおもしろい考え方じゃないかといふ  
ふうな御意見があれば、一つ聞かして

○石山委員 受田委員が自治庁長官に  
質問されたとき、自治庁長官は自治省  
を早く作りたいといふか、見当違いな、  
自治省の内容を一生懸命説明したこと  
が冒頭にございましたが、それはど  
なたは熱心に、自治省を作ればい  
わゆる一つの目標があるわけでしょう。  
それからもう一つは、国家消防本部を  
格して消防庁にする、この二つが大き  
なところだと思ひます。自治省の中  
で、国家公安委員あいるは警察、こ  
ういふものは切り離しておきたい、こ  
ういふあなたの御意見は、私はある意  
味では正しいと思ひます。そういうふ  
うにしてもらいたいものだと思ふ。た  
だこの場合気になるのは、消防庁を外  
局として含めれば、すぐにも何か御利  
益があるかといふことです。今のあな  
た方の説明を聞いておると、私ど  
もとしてはあまり——なるほどいろ  
んな消防機関、大学ができるとか、研  
究機関ができるかといふことはわかる  
のですが、ではじかに地元ではどのく  
らいの利益があるかといふことにはび  
んとこない問題だと私思ひつておられ  
ました。そこで本部長も来ておられます  
から、どういふ利益があるかといふこと  
を端的にあげてもらつて、なるほどそれ  
もおもしろい考え方じゃないかといふ  
ふうな御意見があれば、一つ聞かして

いたしたいと思います。

○青木国務大臣 私は国家公安委員長として、消防のことも自分の所管でありますので、いろいろ事情等を自分としても考えてみたのでありますが、今日消防にとって一番大きな問題は、大ざっぱに申し上げますと、市町村消防という建前になっておりますので、市町村が負担しておる消防についての費用は約二百二十億程度になっております。ところがこれに対して府県はどのくらい負担しておるか申しますと、わずかに三億程度であります。それから国が負担しておるのは、ことし予算が通りまして増額ができてまして、六億五千万、こういうことであります。あくまでも自分の郷土は自分たちで守るということはどういふことであります。市町村消防という考え方は私は最も理想的なあり方と考えるのであります。しかし市町村には財政力のいろいろな相違があります。従いまして財政力の相違があるからといって、消防施設が非常に不均衡な姿になっておるといふことは、国の立場から見ると、財政力の貧弱な住民に対してはまことに気の毒なことでありまして、こういうことに対しては国がやはり相当力を入れて、国全体として消防の施設等の水準を上げていかなければならぬのじゃないか。これが現在消防にとつて一番必要なことでありまして、そういうことから考えて市町村の財政のめんどろを見ると思いますか、できるだけ交付税その他において市町村の立場に立つてめんどろを見ているのは自治庁でありますので、これは自治庁の中に入れば、そういう面において従来よりもっと消防力強化に役立つ

のではないかと、現在は予算の獲得にいたしまして、国家公安委員会の所属になっておりますので、私は今年度の予算について大蔵省と折衝いたしたものであります。どうも国家公安委員会所属で、先ほど来お話ししたように本部の職員がわずかに二十四名、こういうような消防本部の姿で、さくくばらんな話であります。なかなか予算獲得等の場合において、実問題として消防力強化にまことにまずいのではないかと、やはり自治省ができるならば、市町村の財政を守る自治省という立場に立つて、消防のめんどろを見るということの方が、私は消防の発展のためにもその方がいい、こう考えるのであります。

○石山委員 昭和三十三年、三十三年の火災によるところの損害は出ています。それを教えて下さい。

○鈴木(塚)政府委員 最近の火災損害の程度を御報告申し上げます。昭和三十三年中の火災総件数が三万五千八百六十七件でございます。この件数は、前年の三十二年に比べるとふえておりまして、前年の三十二年は三万四千六百五十件、その前の三十一年は三万三千三百十二件、その前の三十年は二万九千九百四十七件、こうだんだん件数はふえております。それに対する損害を申し上げますと、三十三年中の総損害が二百十五億四千四百円余り、その前の三十二年が二百六十二億五千五百円余り、その前の三十一年が三百七十一億二千八百円余り、その前の三十年が三百八十八億五千九百円余り、損害額の方はだんだん毎年減ってきております。件数はだんだんふえてきております。結局小規模の火事はふえてきてお

るが、損害額は減ってきておる。消防の効果と申しますか、初期消火と申します。連絡が早くて初期消火で消し、かした件数としてはふえておる、こういう結果になっております。

○石山委員 この四つの事例から見ますれば、消防の消防技術が非常に上達しておるといふことが歴然としております。しかし、その反面、国民の火に対する考え方が非常にルーズだといふ証明にもなりかねない一つの指数だと私は考えております。ここであとえば消防庁ができる、私は許可していただきたいたのですが、消防庁ができて、こういふことは可能ですか。たとえば、新潟県の新潟市、あるいは秋田県の大館あるいは能代市、これは非常に燃えやすいのだ、だから何とか手当をしなければならぬということ、それを前々から警告されておったわけですが、それが燃えたわけですね。燃えたあと不燃都市になって、危険でなくなった。大館なんかもその通りです。二度燃えて、初めて危険都市から名が消えたわけですね。燃えるということとはわかっておったのです。何とかしなければならぬと言っておった。能代市は危険都市として指定されておったのですが、これはまだ一べんしか焼けませんから、まだその前は消えておらぬという現状です。あなたの方は、危険都市になっておるでしょう。燃えやすい都市として上っているでしょう。ですから、私の言いたいのは、能代市のようなのは消防庁ができれば救い得られるかどうかということ、手をつかなくて見ておって焼いてしまった。

焼いたあとで、コンクリートの建物を建てて、ここが防火区域とかになつて、初めて名前が消えていくわけでしょう。これは私はほんとうを言えよ、まことに政治の貧困だと思つたのです。自治庁はよく聞いていただきた。地方へ行けばこんなことをいう。私は言いたくないけれども、消防庁へかけるお金を自動車を買う方へ少し回してもいいものか。こんなに難儀して、東北地方は春先になると風が強い。消防本部が何とか言っておるうちに、乾燥した風がシベリアから吹いてくる。ですから、行つて見てもらいたい。これは防衛費を否定するとか、そういう考え方はないですよ。消防の連中が言うのは、自分の与えられた任務を遂行するために、そして国家予算全般から見ても、これ以上取れないという一つの観念でございましょう。そうしますと、あまりに自分の方に回るとがわかっておるのだ。だから彼らのいう防衛分あたりの分を少し、飛行機の二機分くらい回してもらえないか、ジェット機三機分くらい回してもらえないかということ、切実な、消防の一番下の望に上っている人たちの声なんです。ですから私はそれを考えると、消防庁ができれば、燃えるのがわかっていて黙って見ていて燃えてしまふ。そうしてから危険都市でなくなると。そんなぶざまな政治のあり方であるのかということ。そういう可能性が生まれてくるかということ。たとえば消防庁ができれば、危険都市に指定されている能代市などは、現状のままでは救い得られるかどうか、火事を起さないで済むか、防ぎとめら

れるかということがこの中身にありま

○青木国務大臣 お話は、私も能代市、それからあの辺は実は前に参りまして、いろいろ事情を聞いたこともあるのであります。確かに、いわゆるフエーン現象といいますが、春先になりますと、非常な危険な事態になります。そのことを、できることならば、そういうものをすべて耐火建築に建て直すようにやるべきじゃないかということ、その通りと思うのであります。しかしこれは何と申しますか、各個人の家庭、それを国が全部出して取りかえるというやうなことは、財政的になかなか急速にこころやるといふやうなことは、私はそうやういふことは申し上げかねるわけでありまして。しかしお話をうに、明らかに火災の危険があるというやうな都市につきましては、本建築に直すまではできないにしまして、最小限度、消防についての最善の配慮をしなければならぬことは言うまでもないのであります。

そこで、これは別に自治省になってからやるという問題ではありませんが、現在国会に提出いたしております消防組織法の改正によりまして、審議会を一つ作りまして、そうしてたとえば適正な消防施設と申しますか、現在市町村消防に一切まかしてありますが、そうでなしに、国としてもこれくらいの人口のところ、こういうところはこの程度の消防施設が必要であるというやうな基準をいろいろ専門的に検討いたしまして、その基準を示して、できるだけその基準に沿うやうに各市町村で消防施設をやつていただくように協力していただく。もちろんそ



れの実現につきましては、国として  
も、できるだけ財政的な援助をいた  
すようにやっていきたい。率直に申し  
上げますと、今日まで市町村消防とい  
うことで、悪くいえばまかせっぱなし  
でやったわけでありました。私はそうい  
うことでなしに、もう少し国が消防に  
ついて真剣に、そしてまた科学的に検  
討して、消防の施設の充実ということ  
をやっていかねばいかぬ、かよう  
に考えております。

○石山委員 広大な地域の民家の立ち  
のき等は、これは実際問題として行  
得ないと思います。しかし危険な地域  
というものは実際からいえばきまつて  
いるわけですね。その都市の十分の一  
にもつかぬと思います。ただそこは十  
分の一の面積ですけれども、人口的に  
は非常に密集して、戸数はうんと  
多いということなんです。ですから政  
府がほんとうにお金の使い方を上手に  
やりさえすれば、年々二百億以上燃え  
る火事の何分の一かを投ずれば、そ  
ういう一部の撤去ということは可能です。  
それをやらぬ。そういうところは燃え  
るだろうということはわかっておるの  
です。消防本部では去年の末ごろA  
B Cクラスのクラスに分けて新聞に発  
表しております。そのAクラスのところ  
です。そのAクラスのところは焼  
けたあとで不燃都市にするというよう  
な、そんなばかげた、国民を愚弄した  
政治のやり方というものは私はないと  
思う。もし新しい自治省を作れば、地  
方自治はよくなるのだ、また消防も強  
化されるのだ、そういうふうな構想が  
あるとすれば、私は自治省という名前  
になってもいい。とにかくあなたの消  
防を強化されるという意見には私は賛

成です。賛成ですが、一つの考え方と  
しては私のような考え方が地方にたく  
さんあるということ。もつと予算  
をくれろ、わかっておるなら手をつけ  
ろということだと思ふ。それをやらな  
い。二百億、三百億をまるで煙にし  
てしまふ。何か残ればいいが、火事だ  
けは何も残らない。地震、雷、火事、お  
やじというけれども、全く何にも残ら  
ない。大館とか能代のように、二へん  
も三へんも火事があった、不燃都市に  
しても、みな利子をつけてお金をかけ  
て不燃都市にした。最近はその利子の  
支払いに困っている。大館のような場  
合は、前に火事があったときの利  
子を払っている。その次の火事があつ  
て借りて、今度納めるときにはその利  
子が二つ重なって取られる。不燃都市  
の家の中に住んでいても、全く冷やか  
な生活しかできないという現実もあ  
る。私はあなたの御意見には大いに協  
力をしたいと思ひますが、ただし自治  
省というものの考え方は私はまだま  
だ研究する余地があると思ひます。消  
火強化に対しては十分注意を払ふ必要  
があるのではないか。それからもう一つ  
聞きたいことは、町村合併以後の現実  
の姿でございます。町村合併をした場  
合に、確かに利益がたくさんあつたと  
思っております。いろいろな意味で所  
期の目的を達した条件が幾つかあると  
思ふ。たとえば学校が少なくなつても済  
む、それから行政の人員費が少なくな  
つて、いろいろなあると思ひますが、目  
に見えるのは学校等です。ただ一つ反面  
にこういうことがあると思ふのです。  
町村合併をしたために、まず役場を建  
てなければならぬという条件が一つ  
生まれました。その役場を見ますと、

みなりつばな役場ですよ。地方へ行つ  
てみますと、一番りつばなものは何か  
というところ。農村へ行つてみま  
すと、緑の平野の中に赤い屋根のある  
のは学校です。その次は農業関係の団  
体の倉庫、建物、それからもつと新し  
いのは町村合併によつた役場です。こ  
れは役場は考えてみますと、中身が私  
はかわいそうです。なぜかわいそうか  
といふと、町村合併によつて第一  
に人員費を節約するという指導方針が  
一つ皆さんの方からなされているわけ  
です。そのために公務員と地方公務員  
の賃金差など、今さらあなたに申し上  
げなくともどこかでたくさん言われた  
だらうと思ひますが、大へんなことが  
できてしまった。片方、あなたの方で  
むすうさに起債などをなさつたもので  
すから、役場は建てられた。りつばな  
役場は建てられたが、その中にいる人々  
は、小使さんなどは簡単に首を切ら  
れます。それからこういうわけでよけ  
いに予算を使うから、たとえば今申し  
上げたような建物の関係とか、人員  
費の値上げは極力押える、全くひどい  
立場に年々なつていく。給与だけでな  
く、年末、期末の手当なども国家公務  
員とは格段の差が今できておる。こ  
ういふ点はあなたの方でどういふふう  
に見て今でも指導されてきたか、これは  
ほおっておくこの考え方はなおひど  
くなるのではないかと。いふことは、  
町村合併をされた場合、たとえば一つ  
の古い市がありまふ。それに農村が  
合併して行くわけですね。そうすると農  
村の方々はいわゆる市にある水道がほ  
しいと言ひます。市にあるバスがほ  
しいと言ひます。これは私当然だと思  
うのですが、それをやると、今も申

したようにりつばな庁舎は建つが、中  
にいたる人たちにいたるならしむ寄せ  
がされるわけなんです。ですから経済  
能力に合った、租税能力に合ったよう  
な形で起債がやられますならば、そん  
な負担、そういう悲観がなかつたので  
はないか。それから皆さんの方では、  
これは地方はそうでございますが、い  
わゆる事業をやる市長さんあるいは町  
長さんあるいは市会議員、こういうふ  
うなものは地方では割合に表面にほつ  
と出るわけですね。ですからどうして  
も事業々々というふうな格好で物事が  
進んでいきます。しかしその指導をあ  
なたの方できちんとしてやらないた  
めに、いわゆる身分不相応な門がまえ  
をした家を作つたり、こういう結果に  
なつていふふうですが、そういう点  
はどういふふうな指導なさつてい  
ふので

○青木国務大臣 お話のように地方の  
公務員の待遇が非常に劣つておるとい  
う問題、御承知のように地方公務員法  
に基づきまして、地方公務員は国家公  
務員に準する待遇を受けなければなら  
ぬということになつておるのでありま  
す。ところが現実の問題は、御指摘の  
ようにだいたいそこに格差があるとい  
う問題は私も承知いたしております。  
そこで財政計画上は法律の建前に  
従つて、地方公務員も国家公務員に準  
する待遇ということになつておるので  
ありますが、実際がなかなかそうはい  
かぬ、こういうことはまことに遺憾な  
点でありまして、われわれといたしま  
しても、地方公務員はやはり法律の定  
まるるところによつて、国家公務員並  
みの待遇にしなければならぬと思ひ  
ております。ただ実際問題といたしま

すと、町村合併のあの促進法の建前  
が、関係町村が一緒になりましたとき  
に、一度に吏員を整理してはいかぬと  
いうことになつておりますので、ある  
いは膨大な人員をかかえておるところ  
もあると思ひます。こういう  
ものではないでございまして、自治庁  
の方でいろいろ指導しております。し  
かし同時に吏員の待遇については国家  
公務員並みに上げていくように、こ  
ういふことをいろいろの機会に私どもは指  
導いたしております。それから  
から退職金問題につきましても、御承  
知のように今回恩給職員が共済年金制  
に変わる、地方公務員も、おくれま  
す。来々からは、三十五年度からはや  
り国家公務員並みのそういう共済年金  
制度を実現したいということ、機  
会あるごとに地方公務員の待遇改善、法  
律できめられていふような姿にしま  
ればならぬということ指導もし、ま  
た財政計画等におきましても、そ  
ういふ考え方によって地方財政計画を立て  
ておるのでありまして、まだ十分私  
どもの期待するところまでいってない  
ことを私は率直に認めます。しかしこ  
れはいろいろ市町村の財政の状況もあ  
りますので、なかなか急速にはできぬ  
ことと思ひますが、しかしその線に  
くよくよにわれわれも協力し、また市  
町村の理事者あるいは機関も協力して  
いただきたい、かように考えてお  
ります。

○石山委員 仕事をしたいという気持  
はいいことであります。そういうも  
ろみはいいと思ひます。今年度予算は  
公共事業費が近來にないほど膨大な金  
額ですが、内部配分はまだしておらぬ

第一類第一号 内閣委員会議録第十六号 昭和三十四年三月十日

九

わけです。これから内部配分が行われるわけですが、特にわが党の受田同僚が言われたような変な考え方では配分が行われる場合もあるだろうし、それから身分不相応な配分が行われることも大へん危険だと思ふ。いわゆる政党政治によるところの配分が行われることは、厳に慎まなければならぬ。それと同時に十分の経済能力も考えないところの配分は、これはありがた迷惑だが、これはさき申しましたように理事者あるいは吏員が自分の手柄にしたいものだから、これを受け取るということになると思ふ。しかしこれは自治庁で計数を調べて見れば、この内部配分が消化できるかできないかということは一目でわかるわけです。それを度外視した配分を今まで行なってきたら、いがあるわけです。ことに今度のように総予算の一五%くらいの膨大な選挙何とかというような名前で批判されているだけ、公共事業費が多いわけです。これは一つ地方財政を破綻に導かないように、そして地方財政を立て直すためにいたすに——それでなくも失業者が多くて困っておるときに、いたすに人件費にのみしわ寄せをしてつじつまを合わせる、そして仕事は中途半端にやっておきながら、これはおれがやったというような地方自治が表面に現われるとするならば、これは決していい傾向ではないと思ふ。ですからこういう点も一つ、これからいろいろと陳情団など来て自治庁、大蔵省などにぎやうところですけれども、十分に一つ御考慮を願いたい。まだまだその町村合併による跡始末ができていないのでございますから、跡整理のできないところにめちやめちな

昭和三十四年三月十二日印刷

起債など許し、あるいは配分などをなすとするならば、私は大へん地方住民が困るだろうと思ふのです。簡易水道を引いてもらつてありがたいかもしれませんが、結局そこに納める金も自分分は飲めないというふうな人が出てくる。これは現実に出てきている。納められないから水を飲めない、これは所期の皆さんのお考えになつたこととは違つていくケースを見せておるわけなので、一つそういう点と十分からみ合わせて、公共事業費の配分をなさつていただきたいと思ふ。以上で終ります。

○青木國務大臣 これはまことにこともつともでありまして、私どもも先般来予算委員会等におきまして、そのことを申しておるのでありますが、市町村あるいは府県の財政力に見合ふような公共事業の配分は、市町村あるいは府県では財政的にも非常に困りますので、私は公共事業の配分に当りまして十分そういう点を勘案いたしまして配慮していきたい、かように考えておる次第でございます。

○内海委員長 ほかに御質疑はありますか。——御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

自治庁設置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○内海委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお、本案に対する委員会報告書の

昭和三十四年三月十三日発行

作成につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、これにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

〔参照〕

自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二六号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕